

「こうしん飲食店応援カードローン」にて資金繰りを支援

甲府信用金庫（理事長：小田切 繁）と山梨県信用保証協会（会長：若林一紀）は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい飲食事業者様の支援のため、令和3年10月1日から「こうしん飲食店応援カードローン」の取扱いを開始しておりますが、令和4年3月31日時点における新規契約件数が121件となりました。

本商品は、コロナ禍において最も影響を受けている、地域の飲食事業者様に対する「資金繰り支援」、ならびに「事業継続意欲を持つ事業者様に対する経営支援」を目的とした山梨県内初の「飲食事業者向け専用」のカードローンです。

足元の新規感染者数は高止まりし、コロナ禍の収束が見通せない状態が続いていますが、当金庫は、これからもコロナ禍で影響を受けているお客様の支援に注力してまいります。

< 「こうしん飲食店応援カードローン」の商品概要 >

商品名	こうしん飲食店応援カードローン
お取扱期間	令和3年10月1日～令和5年3月31日
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす法人及び個人事業主 ・同一事業の業歴が2年以上である飲食事業者の方 ・直近の決算(申告)または、令和2年1月29日時点で最新の決算(申告)のいずれかで経常利益(所得)を計上している方 ・当金庫との預金取引が3ヵ月以上ある方 ・当金庫および他金融機関で、山梨県信用保証協会との当座貸越根保証契約がない方 ・その他、当金庫および山梨県信用保証協会所定の条件を満たす方
お使いみち	事業に必要な運転資金
ご融資限度額	300万円以内 ただし、直近決算(申告)の平均月商の3ヵ月以内および保証債務残高3,000万円以内(令和2年1月29日以降に貸付した新型コロナウイルス関連の融資を除く)
ご融資利率	当金庫所定の金利(変動金利)
ご融資期間	2年間 更新時に山梨県信用保証協会の保証が受けられる方は、条件変更による期間延長ができます。ただし、当初借入から5年を超える場合は、新規の申込となります。
ご返済方法	約定返済方式または随時返済方式
担保	不要
保証人	法人：原則として代表者1名 個人事業主：原則として不要
保証料	山梨県信用保証協会所定の保証料が必要となります。
その他	お申込み際には、事前の審査があります。

お問い合わせは、甲府信用金庫 営業統括部 地域支援課（藤原）まで
電話番号 055-222-0284



あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん** 甲府信用金庫